

原告団

ニュース 116号

2018-2-10 発行

目 次	裁判報告	1
	青森訪問記	7
	「もんじゅ」止まった福井集会への参加報告	8
	六ヶ所核燃などを巡る動き	9
	お知らせなど	10

次回裁判 2018年3月9日(金) 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表(弁護士) 浅石紘爾

1. はじめに

2018年年頭の挨拶を申し上げます。

1988年8月に創設された原告団は、30年目の正月を迎えることになりました。親愛なる原告団のメンバーの皆様、明けましておめでとうございます。こんな時代ですから悲観的・懷疑的に陥りがちですが、今年は長い運動の終着地点に最接近の状況をはらんでいると思います。逆に言えば、再処理を推進する必要性やメリットをどこにも見出せず、反対にそのデメリットばかり目につくからです。



六ヶ所再処理工場全景

2. 六ヶ所再処理工場の現状

青森県民の多くは、もんじゅが廃炉になれば当然再処理も廃止になると信じこまされていました。核燃料サイクルの仕組みをきちんと理解していたからです。ところが直ちにそうはありませんでした。国民は次のように夢のエネルギーと安全神話の詐言に翻弄され、情報隠しに

曝され続けてきました。

- ① 再処理技術は完成しており、使用済燃料を再処理して準国産エネルギーを作らなければ小資源国日本の産業は成り立たない。
- ② 原子力エネルギーは安い。温暖化の切り札。しかし、再処理工場の本格稼働に向けて国の審査が大詰めに迫ったこの時期に、大異変(躓き)が起きてきました。原告団が裁判の中で主張してきた不都合・欠陥が続々と発覚してきたのです。

3. 再処理審査中断、完工3年先送り

(1) 再処理工場の進捗状況一覧

年月	事業経過	操業開始予定(完成予定)	延期回数	総工事見積
1984.7	電事連立地要請	1995		7000億円
1992.12	事業指定処分	1994	3回	
1993.4	着工		20回	2兆1900億円
1998.10	使用済燃料プール操作			
	工場本体			
2001.4	試運転 通水試験			
2002.11	化学試験			
2004.12	ウラン試験			
2006.3	アテイプ試験			
	固化施設の故障により中断			
2011.3.11	東日本大震災			
2014.1.7	大幅な事業変更許可申請		2回	
2017.10	審査中断後の延期 ② 2018上期 ② 2021上期		2回	3兆円
	計	24回		

(2) 遅れの原因は何か

① 技術的能力の無さとモラルハザード

六ヶ所再処理工場は、建設開始、設備・機器類・資材調達後なんと 24 年以上も経っているのである。この現象は物流だけではない。着工以来、建設保守に携わってきた熟練者（プロパー）が退職しており、工場は物的にも人的にも老化、経年劣化が深刻化しているのが現状である。

それだけではない。当初民間商業用大型再処理工場と銘打って始まった再処理事業は、使い道のないプルトニウムを 5 年間でわずか 3.6 トン抽出しただけで不採算性、不経済性が明らかになり、企業倒産の危機に晒された。国は再処理継続の保護政策に乗り出し、再処理機構を設立、日本原燃に再処理を委託し準国有化した。再処理費用は再処理の有無にかかわらず国民（消費者）負担となつた。しかし、国策化にもかかわらず、肝心の六ヶ所再処理工場を取り巻く完工阻害要因は一向に解決されていないのが現状である。2021 年の完工の先行きは極めて不透明、ほぼ不可能に近いと考えられる。仮に予定通り完工したとしても、新規制基準に従って、補修、改修工事の実施、完工後の各種認可手続きを経る必要があり、実際の操業時期は全く見通せない。

② 工場が稼働（ホット試験）して丁度 12 年目に当たる。ポンコツに巨費（7300 億円）をかけて大改修するか、それとも解体工程を検討するか。1 日の維持費は 3 億円とも言われており、このことを考えれば、決断は 1 日でも早く行うべきである。ここで文殊の知恵を借りたいが今はそれもできない。費用対効果を考えれば廃炉になった大飯 1、2 号機同様引導を渡すのが合理的である。

(3) 欠陥工場の実態は以下の通り

① 配管固定金具の不具合（配管破損の危険性）

④ 床下ケーブルの混線放置

⑤ 工場内の放射性廃棄物放置

⑥ 雨ざらしの重要建屋（非常用電源建屋の配管ピットへの雨水流入）

※これを契機に他の重要設備を含め、保安規定に基づく総点検が命令された。

⑦については、日本原燃は 14 年間 1 度も点検せず、その後も隠蔽を行っていた。要点検箇所は重要設備を含め 60 万個所。非常用電源建屋の雨漏れも 1 度で収まらず、たまたま大事に至らなかつたものの、福島原発事故の教訓などどこ吹く風である。

日本原燃の技術的能力、管理・保守能力の欠如、コンプライアンス意識の希薄さは目を覆うばかりである。日本原燃は、完成延期は凝縮缶の新設に時間を要するためと言い繕っているが、重大事故対策が審査の最終盤で検討されていること自体、眉唾物である。

新規制基準の下、安全性を確保できない日本原燃に対し、被告は 3 年を待たず、変更許可申請を却下し、工場閉鎖にシフトすべきであろう。

(4) 再処理コストの暴騰

総額 11 兆円と言われていた再処理コスト（総事業費）が、最近の政府検討委員会の試算で 13.9 兆円に増大、建設費は当初 2 兆 1900 億円だったのが、適合性審査合格のために更に 7300 億円を要し、我々が予想した通り 3 兆円台に暴騰した。工場は稼働しなくても維持費は 1 日 3 億円と言われており、3 年先送りにより、1 kw の電気も作らないポンコツ工場維持のため、少なくとも年間 1100 億円の巨費が国民負担の下に無駄に垂れ流されてゆく。

(5) お手上げの余剰プルトニウム対策

今回の完工 3 年延期は、うがった見方をすれば、一向にはかどらないプルサーマル（伊方・高浜）への時間稼ぎとも考えられる。関西電力が処分場探しに窮して、むつの中間貯蔵施設の共同使用計画を発表、六ヶ所を経由せず使用済

燃料を直接中間施設に持ち込む構想であり、まさに窮鼠（電力会社）猫（青森県・むつ市・日本原燃を含むか）を噛む、高レベル処分の流れは“脱”再処理へ傾く。

ガラス固化体の最終処分場が決まらない中の工場完成は、トイレなきマンションの再現、科学的適正マップを作つてみたものの、国土の7割が適地という虫食いマップ、穴埋めのため工作した意見交換会もワイロ（お土産）付の官製談合会。こんな状況下で再処理工場完成などあり得ない。完工先送りは既定路線だったのだろう。

(6) ここまで原稿を進めてきたとき、2つのゲッ
ドニュースに接した。

① 2018. 1.16 (朝日新聞記事)

「利用目的があれば再処理」

では余剰プルトニウム批難をかわせない。既に48トンもの大量のプルトニウムが現存している。MOXの需要低迷の現実を受けて、六ヶ所再処理工場を動かせば更に增量となる。

そこで原子力委員会は、「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持しつつ、他方で「プルサーマルの状況を踏まえて、使用見込み及び使用実績を把握して再処理計画の妥当性を確認」という方針を発表、政府のエネルギー基本計画にどのように組み込まれるかが注目されるが、いずれにしても全量再処理路線からの撤退を表明した政策の転換である。

フルニチウム利用原則 15年ぶり改訂

2018.1.17 朝日新聞

② 2018.1.16

日本原子力協定が自動延長となり、いつでも協定の一方的打ち切りが可能となった。将来余剰プルトニウム解消が困難と判断して米国が六ヶ所再処理工場の閉鎖を要求する事態もありません。

(7) 再処理を取り巻く情勢は刻一刻と変わっていきます。その流れは明らかな“脱再処理”です。

4. 再处理裁判

(1) 新争点 = 火山と新代理人の紹介

① 中野弁護士のプロフィール



中野宏典弁護士

新進気鋭の中野宏典弁護士（山梨県弁護士会）の核燃弁護団への参加を得て、取りあえず火山問題を担当して戴くことになりました。川内、大間、伊方の訴訟、仮処分などで火山担当として活躍、ついに広島高裁の勝訴決定を勝ち取りました。豪放磊落、論旨明解、「大MAGROCK」コンサートではギターを弾いてロックを歌うエネルギーな姿は、核燃裁判に新鮮で大きな活力をもたらしてくれることと期待しています。

以下に12月8日に提出の2つの準備書面の要約を紹介します。

伊方原発控訴審決定が、中野代理人が準備書面で主張したとほぼ同じ理由で一審却下決定を取り消し、住民勝訴の決定を下しました。その影響は再処理裁判にも強い影響を与えることは言うまでもありません。

中野弁護士には、裁判終了後、青森市民ホールで約1時間半にわたる講演をしていただき、理解と交流を深めることができたことを報告しておきます。この日青森市は積雪20cmの大雪でした。

② 火山の問題点

青森県の原子力施設に関連する火山は十和田、八甲田、恐山などですが、特に危険度の高いのは、十和田カルデラである。この火山被害については、十和田火山防災協議会が2018年1月24日に被害想定を公表、青森、岩手、秋田の全域に及ぶと警告した。火山が噴火すると放出される降下物（後述する火碎流や火山灰）が再処理工場に、どのような影響（事故評価、事故想定）を与えるかが論点となります。

（2）準備書面（154）一火山事象のうち、火碎物密度流に対する安全性の欠如

① 火碎流の恐怖

火山噴火で一番恐ろしいのは、火碎物密度流、お馴染みの溶岩流、岩屑なだれなどの発生であ

る。このうち最も過酷な事故となるのが火碎物密度流である。これは火山ガス・火碎物の混合物が斜面を流れ下りる現象でいわゆる火碎流という。560°Cで時速50～100kmで陸上斜面だけでなく海面も遡上する。火碎流に襲われるとどんな防護対策を講じても安全性の確保は不可能となるので立地そのものが認められないことになります。

ところで、十和田火山から六ヶ所再処理工場までの距離は63kmである。一方過去の大噴火で流出した火碎流が2度再処理工場近付まで押し寄せあるいは直撃している事実を日本原燃自身が認めています。

1. 3万年前 大不動火碎流

2. 1万5000年前 八戸火碎流

いずれも、火山爆発指数18ランク中上位16位（VEI6）の危険度。ただ事故の評価においては、「設計対応不可能な場合（立地不可）であっても運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいこと、又はモニタリングで兆候を把握して対応」、しかしこれは無理。

□ 以上をまとめると

II-3 カルデラ噴火の発生可能性

H28.4.6 川内原発・福岡高裁宮崎支部決定（甲D231-p217～）

▶「現在の科学技術的知見をもってしても、原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期・規模を的確に予測することは困難」

+ 「危険が現実化した場合に重大事故等を避けることはできず、…被害の大きさは著しく重大かつ深刻なものとなることが容易に推認される」

↓ いずれの觀点からも、「立地評価に関する火山ガイドの定めは、少なくとも地球物理学的及び地球化学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期・規模が相当前の時点で予測できることを前提としている点において、その内容が不合理」

「少なくとも過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原発に到達したと考えられる火山が地理的領域内に存在すれば原則として立地不適とすべき」

➡ 本件でも、大不動、八戸火碎流が敷地に到達したと考えられる以上、立地不適とすべき！

（3）準備書面（155）一火山事象のうち、降下火碎物に対する安全性の欠如

① 降下火山碎屑物とは、岩塊、礫、灰（直径2mm以下）のことである。ここでは、火山灰がどんな悪影響を及ぼすかを検証した。

ところで、変更許可書での日本原燃の積灰想定は36cmであるが、これ以下なら工場の

操業に支障はもたらさないと主張する。たかが火山灰じゃないかと考えたら大問題である。その被害は下図に示すとおり甚大かつ深刻である。この評価は2004年政府公表によるものであって争う余地はありません。

	分類・項目		厚さ・重さ	濃度	耐用時間	修復時間 (フィルタ ー交換)
富士山ハザードマップ検証(委)2004発表	交通 インフラ 2,3次産業 農林水産 健康生活	通行不能 停電 作物被害 森林被害	1~2 mm 5 cm 1 cm 1~10 cm			
降下火砕物検討委員会の見解参照	原子力施設	非常用ディーゼル発電→呼気フィルターの目詰まり→焼き固まる 全交流電源喪失コンピューター故障→中央制御不全	規制府 約3 mg/m ³ ↓ 検討チーム 1g/m ³ ~数 g/m ³ 原告の計算値 12g/m ³	3.2~9.2h 3.2~9.2h 0.1~0.8h	100分 交換間に合 わない	

② テフラの飛散

では、日本原燃が想定している火山灰の最大厚重36cmは、裏付けがあるのだろうか。この数値は十和田中摺テフラ(To-Cu)によったが、それ以外にも十和田八戸テフラ(To-HP)が東方向に70kmも離れた地点に100cm堆積した過去の経験に照らすと、風向きによって十和田から66km離れた本件施設に到達することを否定できない。その他にも25km先の恐山起源のテフラも100cm堆積しており対象から外すことはできない。36cmでも保守的な数値と言わざるを得ない。

③ まとめ

新規制基準に適合しても「災害の防止上支障がない」とはいえない

- 本件施設は十和田大不動、八戸火砕流の到達範囲に含まれており、設計対応は不可能であるから、巨大噴火の予測が困難な現時点では、立地不適と解すべき。
- 本件施設には、十和田八戸テフラ級の噴火によって100cmを超える降下火砕物が、恐山起源テフラ級の噴火によって50cm近い降下火砕物が到来する可能性がある（日本原燃の36cmは過小評価）。
- 本件施設には、仮に層厚を36cmと仮定しても7.2~12g/m³という濃度の降下火砕物が到来する可能性がある（日本原燃の1g/m³は過小評価）。
- 非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタが目詰まりを起こす可能性、機関内に侵入して閉塞、摩耗、焼付による固着を起こす可能性、中央制御室等に侵入して電子機器等の故障を惹き起こす可能性がある。

(4) 準備書面(156)―日本原燃に再処理事業

適格はない

山田事務局長が陳述。

前述した日本原燃の技術的能力の不備・欠落が神戸製鋼。三菱マテリアルの不正問題と相

俟って、今回の審査中断、完工3年先送りになった。事業変更許可申請に対しては、完工を待つことなく即時停止を求めた。

(準備書面(154)~(156)は原告団ホームページに掲載しています。ご一読下さい。)

(5) 検証申出

① f-1、f-2、f-2a、f-2南のトレーニに対する検証申出の決着について

これらが施設直下の活断層と認定されれば、建設運転は絶対的に制限される。活動性の議論は立地当初（1984年）から内部告発がなされたことに端を発し、推進側の専門家でも首をかしげるような問題点があった。しかし、旧安全審査をパスし建設は続けられたが、新規制基準の判定に伴い、洗い直されることになった。変更許可申請書は断層の経過・状況を詳細に紹介していたので、原告団はあらためてトレーニの検証申出をした。しかし、このころ、f-2aはすでに埋め戻され、他の3つも検証申出時点では近くを埋め戻してアクセス道路建設予定との回答であった。結局は残り3つに絞ったが、被告側は抵抗、裁判所は、却下しました。トレーニがかなり古いものであること、これに代わる写真図面が残っていること、埋め立て計画がさし迫っていることを総合的に判断したものと思われます。埋め立て計画がいつ立てられたのか分からぬ。検証申立てがあって急いで決めたのだとしたら、証拠隠滅であり、裁判所は騙され、日本原燃の片棒を担いだことになりかねない。いずれにしても裁判所の却下決定は「申立てに理由はない」というそっけないものでした。

② 文書送付嘱託申立

そこで原告団は、検証に代わる方法として、前述したトレーニの写真・図面とそれに関連する一切の資料（ボーリングコア含む）

を提出するよう日本原燃に要求しました。よもや被告が反対することはないと思いますが2018年の2月中に意見書を提出することを約束しました。

(6) 「原告らの争点整理及び立証計画について」と題する意見書

① 神戸・淡路大震災や新潟県中越沖地震、そして2011.3の東日本大震災の大地震・津波による福島第一原発事故を契機に、核燃施設に対する新規制基準の策定、新たな規制機関（被告）の立上げがなされ、再処理事業者の日本原燃は2014年（平成26年）1月7日、大幅な事業変更許可申請を行ない、被告は延々と適合性審査を繰り返してきたが、度重なる補正がなされ現在に至る。審査結果が出せず、2017年10月に遂に審査は「中断」となり、日本原燃が完成時期を3年後に先送りしたことは、前述のとおりです。

② 原告団としては、この裁判の遅延・空転状態を看過せず、積極的に許可取消の立証（具体的には証人調べ）活動に入るべしと判断し、各地における原発差止め勝訴の機運を再処理裁判でも再現できるとの見通しの下に、これまでの争点整理を行ない、今後の立証計画を示し、裁判所の積極的司法判断を求めたのがこの意見書です。

③ 被告は、相変わらず、規制委員会の結論が出るまで静観の構えを見せていましたが、流石に裁判所もいつ出るかわからない審査結果を待つという方針を転換し、これまでに原告団が指摘してきた主張反論に対して、隨時反論の準備書面を出すよう訴訟指揮しました。積み残しの論点としては大陸棚外縁断層に関する池田論文・六ヶ所断層、航空機墜落による施設破壊、耐震裕度問題、火山問題などがあります。

これに対して、被告は抵抗を示しましたが、

裁判長は、途中で主張の修正、追加は止むを得ないとの見解を示し、被告も納得せざるを得ませんでした。このようにして、次回からは、いよいよ検証問題も含め、実質的な安全性論争が展開していきます。

最後、原告団が多数ある論点の中から特に力点を置いて証人調べをしたい項目として挙げたのは以下の8点です。

- NO. 1 新規制（審査）基準の不合理性
- NO. 2 地震と活断層
- NO. 4(2) 外部からの衝撃・航空機墜落（テロ攻撃）
- NO. 4(3) 火山災害
- NO. 5 重大事故対策の不備
- NO. 8 再処理の意義・必要性の喪失
- NO. 9 再処理技術の未確立
- NO. 10 平和利用原則違反（余剰 plutoniウム）
- NO. 12 原子力防災計画の不備

5. おわりに

立憲民主党が「原発ゼロ基本法案」の国会提出を決めました。遅きに失した感がないわけではありませんが、今度は、核燃・再処理の中止を明言。

青森県内は言うまでもなく、全国的運動として発展することを願ってやみません。

団結と連帯が必ず勝利をもたらすこと信じあって、この1年頑張りましょう。

次回裁判は、2018年3月9日（金）午後1時30分からです。多くの皆様の傍聴をお願いします。

青森訪問記

さくら共同法律事務所 原発担当
松田奈津子

12月8日、青森地裁での六ヶ所裁判の高レベル第102回、再処理の101回口頭弁論期日に向かった。新幹線で新青森駅に到着すると雪景色が広がる。

この裁判の事業指定の取り消しを求めている六ヶ所の施設には今年初めて訪れた。ここ数年参加している7月の反核ロックフェス「大マグロック」へ、陸路で向かう途中である。鎌田慧さんの『六ヶ所村の記録』で知った地名が目に入る。有刺鉄線に囲まれた六ヶ所の施設は風力発電所にぐるりと囲まれている。菊川慶子さんの「花とハーブの里」にも訪れた。あじさいがこれから花開くことに、改めて私の住む八王子との距離を感じた。

私は、以前フォトジャーナリストの広河隆一氏が設立した「 Chernobyl Children's Fund 」で専従職員として働いていた。その後、法曹を目指し司法試験の勉強をしていたが、原発は気になっていたので、本件の弁護団のひとりでもある伊東良徳弁護士のウェブサイトを覗いたりしていた。また、2010年頃、MOX燃料加工工場の許可処分への異議申立て人として参加している。最後の受験は3・11の直後だったが、人生をかけた勉強は実を結ばなかった。その後、デモや集会に行きながら酒浸りの日々を過ごしていたが、縁あって脱原発弁護団全国連絡会の共同代表を務める河合弘之弁護士の原発担当として働き始めることになった。

地裁だけで20年以上、100回を超える口頭弁論期日（日本最長？）を重ねるこの裁判に、ずっと行きたいと思っていた。私は脱原発弁護団全国連絡会として、週刊金曜日に裁判情報コーナーを担当しているが、再処理と高レベルについて、2つの期日があるのに、ラウンド（進行協議期日）と口頭弁論期日それぞれの開始時間がある理由がよく分かった。13時半からの口頭弁論期日では中野

宏典弁護士がパワーポイントを用いたプレゼンを行い、準備書面（154）及び（155）に基づき、わかりやすく口頭で説明した。そもそも新規制基準において、火山ガイドがどのような安全性を求めているかの定めが不合理であること、火碎流が二度も到達しているところ、立地不適な施設である。また、火山灰の影響を考慮していない。日本は世界の活火山の1割が集中すると言われる世界有数の火山大国である。火山に関して、事業者の申請内容は不合理であるし、規制委員会の審査も極めて杜撰だ。

3・11福島第一原発事故に責任のある国が、その教訓を活かして本当に厳しい基準を策定し、まともに審査をすれば、原発の再稼働はあり得ない。そのことを一番分かっているのは、この日被告席にもいた小林勝氏のような事故当時保安院官僚だ。一体どこを向いて仕事をしているのだろう。

翌日の新聞には「再処理工場 完工3年延期」という大きな見出しが1面を踊った。進行協議期日において、原告代理人からの審査が中断と報じられているがとの問い合わせに、被告代理人は木を鼻でくくったような回答しかしなかった。10名近くの代理人、小林氏を含めた国の役人らも沈黙のままだった。

前日からの積雪により、青森県立美術館の方に行くと、歩くのも困難だった。もしこのようなときに過酷事故が起きれば、逃げようがない。

今年は Chernobyl から 32 年、東京電力福島第一原発事故から 7 年を迎える。核の被害は今なお続いている。見えない放射能により、コミュニティの破壊、家族の分断、生活基盤の損失。さらに、生活根本となる住宅補償が打ち切られ、放射能汚染地に戻らざるを得ない人々もいる。核の被害に加え、事故がなかったかのように振る舞うこの国によって、更に苦しんでいる。

昨年12月13日には広島高裁が伊方原発の運転停止を認めたところ、この論理によれば、六ヶ所の処分も許されないことになる。これからも諦めることなく、声を上げていきたい。

「もんじゅ」止まった福井集会への参加報告

事務局長 山田 清彦

核燃サイクルの両輪の役目を果たすと言われていたのが、「もんじゅ」と六ヶ所再処理工場である。

その「もんじゅ」は一昨年末に廃炉が決ましたが、市民団体では福井市内で11月5日に勝利宣言集会を行うことになった。折角なので、その集会の第二部で、日本の核燃料サイクル政策そのものを止めるためのシンポジウムを行うこととなり、当原告団の浅石代表と海渡弁護士、大阪の池島さんの3人に参加要請があった。浅石代表の都合が悪く、事務局長の私が参加することになった。

福井県は原発銀座であり、脱原発の運動も盛んである。その活動に取り組んで、青森の「4・9 反核燃の日集会」でも何度かお見かけした方々が、今回の福井集会では様々発言されていた。

もっとも、廃炉を決定したのはあくまで政府の側であり、市民が勝利を勝ち取ったと言えないいささかのわだかまりを感じつつも、「勝利した」宣言を行ったことも付け加えておきたい。なぜなら、既にお分かりのように、「もんじゅ」は、これからかかる経費が莫大になりそうなので、これ以上の研究を進めることに政府がOKしなかったのだ。

これと同じことが、六ヶ所再処理工場でも再現されれば、私たちは「勝利宣言」できると思うが、単純にいかない問題が残されるのだろう。

「もんじゅ」に1兆円の研究費をかけたが、それをどぶに捨てても、それ以上の赤字を生まないために「もんじゅ」を止めた理屈で言えば、総額約19兆円のバックエンド費用を使いきっても、更なる核のゴミの処理費が計上されることが分かりきっている再処理工場。更に、すでにアクティブ試験で核のゴミが発生しているので、約2兆2千億円の建設費の再処理工場は放射能汚染対策を行わないで再利用するわけにはいかない。

しかも北朝鮮のミサイル発射の脅威をかざす安倍政権は、憲法改正後には国防上核兵器開発が必要だと言い出すに違いない。そのような状況を考えると、核燃料サイクル政策を大きく転換するには、まだまだ課題が多いのだが、やはり、再処理



2017.11.5 「核燃サイクルを廃止せよ！」

工場を私たちが経済的に支えている事実を知らない人が多いことが問題であることを、シンポジウムで訴えてきたつもりである。

なお、これまで「もんじゅ」が見える白木海水浴場の集会でのデモ行進があったが、福井市内の集会では行われなかった。

翌日は、敦賀市町、福井市長、福井県知事あての要請文提出行動にも参加させてもらったが、青森県の対応と比べて各段といい点は見当たらなかった。

「もんじゅ」の現場では、上の声が現場に届かないことが問題だったという担当者がいたので、私は「六ヶ所村の再処理工場では、現場の声が上に届かないということで、問題が起きたと言われている。結局は、管理者が現場の状況を把握できなかつたことに問題があるのではないか？」と述べた。

なお、福井駅前には恐竜ランドが作られていて、時折電動仕掛けで恐竜が動く。恐竜絶滅は隕石の落下というのを聞いたことがあるが、最近は“人類絶滅につながるのは何が原因となるか”話題となることがある。おそらくは六ヶ所再処理工場の事故も、その原因の一つに数えてもいいと、私は考えたりする。そんな危険なものを、一日も早く止めるために、全国の脱原発グループに「六ヶ所再処理工場」の問題点を正しく伝えていく必要を、強く感じて帰って来た。



2017.11.5 福井駅前恐竜ランド 恐竜のモニュメント

六ヶ所核燃などを巡る動き

2017年

10. 11 日本原燃・工藤社長：再処理工場やウラン濃縮工場で安全管理上のトラブルが相次いでいる問題で、原子力規制委員会定例会合に出席し、設備の保守管理体制が整うまでは再処理工場の審査対応を中断すると改めて表明した。
 - 14 原告団：事務局会議を開催。
 - 20 日本原燃：再処理工場の分析建屋で冷水ユニット下部に漏えい痕があり、汚染検査の結果、セシウム137が検出されたことが、原子力規制庁が公開した面談録で分かった。
 - 24 日本原燃：再処理工場の非常用電源建屋に隣接する地下コンクリート室「配管ピット」で雨水が流入したとみられるにじみを確認したと発表した。配管ピットへの雨水流入は5度目。
 - 26 日本原燃：ウラン濃縮工場の新型遠心分離機用部品に神戸製鋼のデータ改ざんがあると発表。
 - 27 日本原燃：ウラン濃縮工場の補助建屋で7月に発生した非常用ディーゼル発電機からの出火は、部品の経年劣化が原因とみられると発表した。部品は製造後28年間交換していない。
-
11. 5 「もんじゅ廃炉！核燃サイクルを止める全国集会」を開催（福井市）。山田事務局長がパネラーとして参加。
 - 10 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
 - 11 原告団：事務局会議を開催。
 - 12 「2017年 反核燃 秋の共同行動」を開催（青森市）。
 - 17 原子力規制委員会：新規制基準適合性審査の一環で、東通原発の敷地内断層について現地調査。
-
12. 6 日本原燃：再処理工場にある安全上重要な設備の全数確認作業が終了。
 - 8 原告団：核燃裁判。中野宏典弁護士の弁護団参加を得て、火山問題の準備書面等提出。
 - 8 原告団：中野弁護士を講師に火山問題の学習会を開催。
 - 12 日本原燃：再処理工場の制御建屋で、外部電源が失われた際に非常用ディーゼル発電機が送電し始めるまでの電力を賄う「非常用無停電電源装置」1系列が故障したと発表した。
 - 13 広島高裁：伊方原発3号機運転差し止め仮処分決定（高裁では初）。
 - 22 日本原燃：再処理工場の完工を2021年度上期に、MOX燃料工場の完工を22年度上期にそれぞれ3年延期すると発表した。
 - 25 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設センターの埋設用クレーン不具合問題などで、12月に予定していた川内原発からの低レベル放射性廃棄物320本の受け入れを延期すると発表した。
 - 26 国のエネルギー基本計画改定について議論する有識者会議：六ヶ所再処理工場の完工を3年延期した日本原燃を「原燃は抜本的な体質改善を」「これだけ延期を繰り返すのはおかしい」と指摘した。

2018年

1. 6 関西電力：使用済燃料を、むつ市の中間貯蔵施設に搬入し一時保管する方針が判明。
- 7 宮下むつ市長：関西電力が使用済核燃料を中間貯蔵施設に搬入、一時保管する方針を固めたとの報道を受け、「国や事業者から的一切聞いていない」「市民が不安に思う報道がなされたのは遺憾」と述べる。
- 8 関電など電力8社：「核燃料サイクル事業」を担う日本原燃に対し、経営支援を縮小。
- 10 「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」顧問の小泉元総理：国会内で記者会見し「原発ゼロ・自然エネルギー基本法案」の骨子を発表。核燃料サイクル事業からの撤退も。
- 16 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
- 16 むつ市・リサイクル燃料貯蔵（RFS）の坂本社長：「事業の大前提」と位置付ける日本原燃・再処理工場の完工前でも中間貯蔵施設を操業させる考えを示した。

冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしくお願ひします。

編集後記

青森県内一大企業・日本原燃株式会社は、もともとの経営基盤が怪しい会社でした。原子力発電所を持つ10電力会社だけが電気を供給していた時代には、それなりに安定経営出来たのでしょう。ところが、3.11の福島原発事故以後、他の電力会社が雨後の筈のように出はじめて、10電力会社の原発利用率が激減。それが反映されれば、日本原燃の経営が追い込まれるというので、急遽「使用済燃料再処理機構」を政府が設立。それでも、原発の利用が急上昇するわけではなく、それまで支払ってきた再処理前受金を「原発の運転時に支払う拠出金」に変えたはずなのに、これまでと同じく日本原燃に支払われているのが不思議でならない。

ここにきて、10電力会社の結局が乱れ始めたとの報道があった。東京電力と日本原子力発電の両社が日本原燃の分の債務保証料を支払っていないため、他の8電力会社にしわ寄せが出ているので、日本原燃に債務保証料の支払いをしてもらっているという。この真偽について、原子力規制委員会も注目しているようで、面談録に「そのような事実があるか確認した」とあった。つまり、経済性の問題については、規制委員会も格別気にしていくように思う。

日本原燃に再処理技術が備わっていないのは明らかだが、何か事故が起きたら、その修復を誰がするのかも不安ではある。

再処理工場自体が「もう再処理できない」と言いたいのだとは思うが、周りがそんな事を許さない。特に、六ヶ所村長と青森県知事には税収の種になっているし、総理大臣には「核燃料サイクル政策の要」になっているから、容易ではないのだろう。でも、大事故を起こす前には、再処理工場を安樂死させてあげたいと思う。その一日も早い実現のために、皆さんと一緒に努めたい。

(山田 記)

お知らせ

核燃裁判

日 時：2018年3月9日（金）13:15～
場 所：青森地方裁判所

2018年 さようなら原発・核燃、「3・11」青森集会

日 時：2018年3月11日（日）12:30～16:00
会 場：青森市民ホール
(詳細は同封のチラシをご覧下さい。)

「4・9反核燃の日」全国市民集会

日 時：2018年4月7日（土）11:30～13:30
会 場：青森市民ホール1階 会議室(1)
お 話：中鳶哲演氏（明通寺住職）
参加費：500円

第33回 4・9反核燃の日全国集会

日 時：2018年4月7日（土）14:00～
場 所：青い海公園
(詳細は同封チラシをご覧下さい。)

カンパを戴いた方々です（敬称略）。
ありがとうございました。

「個人情報保護のため、
お名前の公表を控えます。」

支援者・サポーター募集中!!

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内

TEL・FAX: 0178-47-2321
郵便振替: 02300-9-37486
『核燃阻止原告団』

支 援 者／年間 6000円(購読料共)
サポーター／年間 3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp
ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>